

西宮市長 石 井 登志郎 様  
西宮市議会議長 八 木 米太郎 様

本報告書は、西宮市監査基準に準拠して行った、令和6年度第2回目の監査の結果に関する報告です。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査、出資団体監査及び指定管理者監査を実施した部局等についての結果に関する報告を、同条第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、意見を添えてこれを市長及び議会に提出します。

なお、本監査における個別指摘事項について措置を講じられたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員宛に報告していただく必要があります。

令和6年11月20日

西宮市監査委員 福 田 雅 至  
同 金 崎 健太郎  
同 板 戸 史 朗  
同 中 村 衣 里

# 目 次

## 指定管理者監査結果報告（阪神園芸株式会社）

第1	監査の対象	21
第2	監査の期間及び方法等	21
第3	監査の結果	21
1	指定管理の概要	21
2	指定管理経費の収支状況	24
3	業務の改善	24
4	業務の実施状況	25
第4	要改善事項	29
1	指定管理者	29
2	所管部局	29
第5	監査委員の意見	30

## 凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりである。  
「0」「0.0」は、0又は単位未満のもの。  
「△」は、減少・低下。  
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切り捨てている。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合がある。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中の元号表記については「令和」を省略し、表中については、全ての元号を省略している。

# 指定管理者監査結果報告

## (阪神園芸株式会社)

### 第1 監査の対象

西宮浜総合公園・御前浜公園(以下「公園」という。)の指定管理者、阪神園芸株式会社における、主として令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に執行された公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を対象に監査を実施した。

監査の実施に際しては、事務の執行状況について、入手可能な直近の数値を用いるよう努めた。

### 第2 監査の期間及び方法等

令和6年8月13日から監査事務局職員による監査を開始し、監査委員による書面監査とともに同年10月11日にヒアリングを行い、その後、結果報告の審議を行った。

監査の実施にあたっては、対象事務について、財務監査及び行政監査の観点から合法性、合規性、経済性、効率性、有効性に着目し実施した。

### 第3 監査の結果

#### 1 指定管理の概要

##### (1) 指定管理者

名 称	阪神園芸株式会社
代 表 者	代表取締役 久保田 晃司
所 在 地	西宮市甲子園浦風町16番24号
指定期間	5年4月1日から10年3月31日まで

## (2) 対象施設

### 【西宮浜総合公園】

所在地		西宮市西宮浜3丁目
施設概要	開設年月日	2008(平成20)年3月31日
	施設(ゾーン)	多目的レクリエーションゾーン、にぎわい創出ゾーン、スポーツレクリエーションゾーン、子供の遊び場ゾーン、市民の森、西宮浜総合公園北及び南駐車場からなる総合公園
開園時間等	開園時間	おおむね午前9時から午後9時 施設によっては常時開放
	休園日	なし
所管部局		土木局 公園緑化部 公園緑地課

### 【御前浜公園】

所在地		西宮市西波止町地先
施設概要	開設年月日	2017(平成29)年3月31日
	施設(ゾーン)	砂浜の小径、歴史保全ゾーン、海浜保全ゾーン、御前浜公園駐車場からなる地区公園
開園時間等	開園時間	常時開放
	休園日	なし
所管部局		土木局 公園緑化部 花と緑の課

西宮市が公の施設として設置する西宮浜総合公園と御前浜公園について、公園の設置目的を最大限発揮し、かつ、最も効率的な運用が図れるよう、地方自治法第244条の2第3項及び西宮市都市公園条例(以下「条例」という。)第20条の規定により、指定管理者である阪神園芸株式会社が施設の管理を行っている。

現在の指定期間は5年4月1日から10年3月31日までである。

### (3) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、条例第20条の2に規定されている。主なものは、施設の使用の許可、施設使用料の徴収と、施設等の維持管理の業務である。指定管理業務の範囲や内容及び修繕などの経費の負担等については、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書により定められている。

### (4) 指定管理料

指定管理料に関し、市が積算した金額を参考価格として、募集要項に80,405,000円と掲載しているが、それに対して、阪神園芸株式会社が75,000,000円で応募した結果、経費面その他条件に優れていたため、指定管理者に決定したものである。

経費の負担区分については、西宮市総合公園・御前浜公園指定管理者管理運営業務仕様書の1. 総則(3)費用負担に定められており、内訳については以下のとおりである。

負担区分	負担する経費
西宮市	光熱水費、備品、駐車場機器・AEDリース料、多目的グラウンド・人工芝広場の人工芝リース料、LED照明リース料、「スポーツネットにしのみや」システムリース料・システム改修費用 ただし、備品は公園施設にあらかじめ備え付ける備品(西宮市が所有する備品に限る)を無償で使用させる。また備品の選定は指定管理者が行い、購入は市が行う。
指定管理者	消耗品費、1件50万円未満の施設の維持補修費(年間300万円が限度) ただし、年度協定書第3条で、施設の大規模な改築、維持補修等は市が行うと規定している。

## 2 指定管理経費の収支状況

(単位：円)

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
指定管理料	75,000,000	人件費	28,174,530
自主事業等における利益の一部	6,426,690	スポーツ施設管理 運営補助委託費	9,593,100
		会社経費	4,000,000
		事務費	3,615,999
		保険料	436,600
		防犯カメラ設置費	363,000
		警備費	4,842,728
		施設整備、点検費	3,888,280
		清掃費	14,227,506
		植栽管理費	9,131,599
		修繕費	3,153,348
合 計	81,426,690	合 計	81,426,690

## 3 業務の改善

利用者の要望に対応して、施設内の設備について様々な改善を行っている。また、ウェルネススクール、タイガースアカデミー、キッチンカーなど、多種多様な自主事業を開催し、多くの参加者を得ている。ソフト面でもハロウィンイベント、クリスマスイベントを実施しており、ぬりえコーナーやおりがみコーナーを常設してからは公園内で過ごす親子連れの層が増え、保護者の集いなどが見受けられるようになった。こうした取組みによって西宮浜総合公園センター(以下「公園センター」という。)の認知向上につながっていると考えられる。

なお、指定管理業務を始める前の5年3月13日から、SNS(Instagram)を開始し5年度末時点でのフォロワー数は423人となっている。

## 4 業務の実施状況

### (1) 指定管理者

#### ア 施設管理

##### ① 安全管理や緊急事態への対策

防災マニュアルを作成しており、災害時の組織体制、緊急時の連絡体制などの必要事項が記されている。また、所在地は海岸沿いのため、特に津波や高潮対策については、駐車場の閉鎖など、日常から対策を考えている。

防災訓練は勤務者6人全員が参加して実施しているが、従業員や家族の安否確認に留まったもので、施設利用者の避難や誘導ではなく、業務仕様書にある災害時に対応した訓練ではなかった。このため、6年度以降はこれを適切に実施していくとのことである。

なお、本公園は西宮市地域防災計画において、大規模災害(津波を除く)が発生した際に広域避難地となるほか、応急仮設住宅の建設地として活用するなど、防災公園としての役割を有している。

##### ② 清掃や修繕などの状況

適宜修繕等を行っており、施設は良好な状態に保たれている。また、業務日誌も毎日記録されていた。

#### イ 備品管理

基本協定書第15条に「業務に係る財産を善良な管理者の注意をもって管理し、業務の運営に使用する」とある。また、業務仕様書「1. 総則(8) 物品の使用等」では、その物品の管理を適正に行うため、備品取扱責任者を任命するとしている。西宮浜総合公園には市の備品が95点あり、現地監査時に11点を抽出して調査したところ、すべて適正に管理されていることが確認できた。

ただし、古い備品で、現物の確認はできたが現在は使用していないものもあった。使用しなくなった備品は市と協議のうえ、速やかに返却の手続が必

要である。

#### ウ 現金管理

現金は、公園センターと、スポーツ施設管理事務所の2箇所で取り扱っている。

公園センターでは、センター内のシャワー室の利用料と公園内行為許可使用料を取り扱っており、それぞれの収納分を別々にまとめて鍵付き金庫に保管している。また、スポーツ施設管理事務所では有料スポーツ施設使用料を取り扱っているが、公園センターとは少し離れた建物であるため、当日の収納分をその事務所内に備え付けのダイヤル式金庫に一旦保管し、翌日に公園センターまで持参する。

公園センターには、警備会社が所有するオンライン入金機が設置されており、前日1日分の2箇所の収納額の総額を計数機で計数し、台帳と突合確認した後、入金を行っている。入金額、入金時間はオンラインで反映され、ウェブ上で確認することができる。

なお、入金機は一旦入金すると、警備会社でないと取り出すことができず、第2火曜日と第4火曜日に、警備会社が入金機内の現金を回収している。指定管理者の口座には、警備会社から毎月2回、収納額が入金されている。

#### エ 個人情報管理

施設利用申請書等、個人情報の入った書類は、施錠できる書架に保管し、毎日の執務時間終了後にその書架を施錠し、部屋、建物も施錠している。なお、書架及び部屋の鍵は、現場責任者が保持している。

#### オ セキュリティ管理

事務室のある公園センターは、執務時間終了後に施錠し、その鍵は建物外部にあるダイヤル式キーボックス内に保管されている。なお、ダイヤルキーの番号は、従業員のみで共有している。

## カ 事業報告書等

5年度の事業報告書は、基本協定書で定める提出期限(年度終了後30日以内)内である6年4月22日付で提出されているが、経費について誤りがあったとして、本監査期間中に、差替え分が担当課に提出された。

修正があった部分については、指定管理業務自体に影響がなかったとはいえ、複数箇所の修正は、経理事務全般について、疑義を抱かせることになる。

また、12月までは請負の形で実施していた植栽管理について、6年1月以降、現場に常駐スタッフを配置して対応するように変更したが、その経費を維持管理費の植栽管理費ではなく運営費の人件費に計上したため、実施計画と比較して人件費が大幅に増加してしまっていた。この点については、6年度以降は維持管理費の植栽管理費に人件費として計上するよう改めるとしている。

## キ 利用者アンケート

基本協定書第16条第3項に定める利用者アンケートを実施しており、その結果も市に報告しているが、実施期間が6年3月16日から同月27日までと非常に短く、回答者数も38人と少ないため、有効性があるとは言い難いものである。

## ク 再委託

基本協定書第6条第2項において、指定管理者は市の承認を得て、その一部を第三者に委託して行うことができると規定しており、指定管理者は市の承認を得たうえで、ゴミ回収や遊具点検等計11業者へ委託を行っている。

## (2) 所管部局

### ア 指定手続

指定管理者は公募で選定し、条例、運用指針、マニュアルに則り、適正な手続を行い、4年12月議会の議決を経たのち、5年1月31日付(告示甲第1100号)で告示を行っている。

## イ 協定書等

指定管理者との間で基本協定書を締結しており、指定管理者が行う管理運営の基準、業務の範囲及び経費の負担等について、基本協定書、年度協定書及び業務仕様書に定めている。

また、条例にある施設使用料収納事務に関しては、5年度は、5年4月1日付で「西宮浜総合公園・御前浜公園施設使用料徴収等事務委託契約」を締結し、5年4月1日付(告示甲第33号)で告示を行っている。

## ウ 指定管理料

年度協定書第2条第2項で、4月、7月、10月、1月に各18,750,000円を、指定管理者の請求により支払うことが規定されているが、5年度の支払い状況は以下のとおりとなっており、第1四半期と第2四半期は、請求書の提出が遅れたことで年度協定書に規定された支払期日を越えて支払われていた。

支払時期	支払日	支払金額
第1四半期	6月19日	18,750,000円
第2四半期	8月8日	18,750,000円
第3四半期	10月30日	18,750,000円
第4四半期	1月29日	18,750,000円

## エ 運営評価

5年度のモニタリングを5年10月13日に行っている。指定管理者に対し、事前確認を行ったうえで、モニタリングチェックシートの確認項目に沿って、書類、あるいは現地での確認を行ったが、適切ではないと判断された項目に関しては、具体的な指示を行い、12月4日にその後の対応状況の確認を行っている。

## オ 実施状況報告書の確認

5年度の事業報告書は、基本協定書で定める「年度終了後30日以内」に提出されていたが、金額の記入もれ箇所があり、そのため合計と合わない項目が見受けられたが、看過していた。そのうえ、本監査期間中に、事業報告書に別の誤りがあったとして、指定管理者から修正された報告書が再提出されていた。

## 第4 要改善事項

主に公の施設の管理運営に関する出納その他の事務を中心に監査を実施したが、基本的な事務処理で細かい誤りが発見されたうえ、4月に提出されていた事業報告書が修正される事態が発生した。

以下の内容については、早急に措置を講じるよう求める。

### 1 指定管理者

#### (1) 事務処理の改善

言うまでもなく、市に提出する報告書等は、正確でなければならない。4月に提出した報告書を、報告期限を大幅に過ぎてから修正するのは、適正であるとはいえ、たとえ、細かい部分であっても、複数箇所の誤りがあると報告書全体の信憑性に関して疑義を抱かせる結果となってしまう。今後は報告書等にもれや誤りがないよう、チェック体制を見直し、適正な事務処理に努められたい。

また、基本協定書や業務仕様書に定められた事項に関しては、初年度には十分とは言い難い内容であった項目についても、今後レベルアップを図り、適正に業務を遂行されたい。

### 2 所管部局

#### (1) 指定管理料の支払い

第1四半期、第2四半期の指定管理料の支払い時期が、年度協定書で取り決

めた時期より遅れていた。今後は指定管理者とも連絡を密にし、年度協定書に沿った支払いをするよう、十分に注意されたい。

## (2) 指定管理者のチェック

市は、指定管理者の業務について、モニタリングをもとに、改善点の指導や確認を行ってはいたが、報告書等における数値のもれや誤りについては十分なチェックが行われていなかった。

今後は提出された報告書等は内容を詳細に確認し、不備がある場合は修正を求める等、適切に指導されたい。

## 第5 監査委員の意見

当該指定管理者は、指定管理者選定委員会で高い評価を受け、選出された事業者である。公園の管理運営に関しては熱意が感じられ、業務は積極的かつ勤勉に行われている印象を受けた。今後、評価に適う活動が期待される。

しかしながら、今回の監査期間中、4月に提出済であった事業報告書に誤りがあったとして、修正された報告書が指定管理者から市に提出されていた。指定管理初年度ということで、事務上不明な点が多くあったであろうことは推察するが、この点は適正な事務であるとは言い難い。さらに、修正された報告書等がすみやかに監査事務局に提出されなかったため、監査業務に手戻りが生じた。事務担当者が代わったとのことであるが、引継ぎが不十分であったと言わざるを得ない。

指定管理者制度の下で事業を行っている以上、所管部局は報告書の確認等、業務のチェックを怠ってはならない。そのうえで、不備等があれば、モニタリング等を通じて適切に助言・指導を行うことにより、事務処理の適正化を図られたい。